

第5章 障がい福祉サービスなどの現状と推計

1 障がい福祉サービスなどの現状と評価

(1) 障がい福祉サービス

区 分	単位	18年度			19年度		
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
居宅介護	時間	4,350	4,166	95.8%	5,022	4,884	97.3%
重度訪問介護							
行動援護							
重度障がい者等包括支援							
生活介護	人日	2,333	812	34.8%	5,821	2,011	34.5%
自立訓練（機能訓練）	人日	44	19	43.2%	110	12	10.9%
自立訓練（生活訓練）	人日	396	0	—	990	0	—
就労移行支援	人日	347	101	29.1%	866	79	9.1%
就労継続支援（A型）	人日	132	0	—	352	0	—
就労継続支援（B型）	人日	1,232	610	49.5%	3,058	1,947	63.7%
療養介護	人	5	1	20.0%	5	2	40.0%
児童デイサービス	人日	1,264	1,486	117.6%	1,380	1,926	139.6%
短期入所	人日	573	422	73.6%	603	451	74.8%
共同生活援助	人	45	37	82.2%	68	43	63.2%
共同生活介護							
施設入所支援	人	46	1	2.2%	115	24	20.9%
相談支援	人	67	0	—	166	0	—

※月別（1か月あたりの平均）の実績

ア 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障がい者等包括支援）

居宅介護などの訪問系サービスの平成 18 年度、平成 19 年度の利用状況をみると、必要な見込み量に近い利用実績となっています。アンケート結果をみると、居宅介護に対する利用希望が高く、今後も多くの利用が見込まれます。このため、こうした利用意向をふまえた見込み量を算定していく必要があります。

イ 日中活動系サービス

（生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・療養介護・児童デイサービス・短期入所）

新体系への移行が進んでいないこと、一人当たりの平均利用日数が見込みを下回ったことなどから、必要な見込み量に対して実績が下回っています。そのなかで、児童デイサービスについては、必要な見込み量に対して実績が上回っています。短期入所についても、7割以上の利用実績となっており、アンケート結果をみても、今後多くの利用が見込まれます。このため、実績、利用意向、新体系への移行などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

ウ 居住系サービス

（共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援）

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）については、平成 19 年度で6割と利用見込みを下回っています。これは予定されていた施設整備の遅れが要因と考えられます。このため、今後の施設整備や旧法施設からの地域への移行などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

エ 相談支援

単身および、家族がいても要介護状態で適切な支援が受けられない方、かつ知的、精神障がいのために自ら適切なサービスの調整ができない方などを対象としたサービス利用計画作成事業であり、該当者は少ないものと考えられます。

(2) 地域生活支援事業

	単位	18年度			19年度		
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
相談支援事業							
障がい者相談支援事業 (実施見込み箇所数)	箇所	1	1	100.0%	4	4	100.0%
(相談員数)	人	2	2	100.0%	6	6	100.0%
(相談件数)	件	3,200	2,676	83.6%	4,943	4,166	84.3%
地域自立支援協議会	箇所	1	-	-	1	1	100.0%
住宅入居等支援事業	箇所	-	-	-	3	-	-
成年後見制度利用支援事業	箇所	1	0	0.0%	3	0	0.0%
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣件数)	件	391	374	95.7%	406	404	99.5%
(要約筆記者派遣件数)	件	61	4	6.6%	64	6	9.4%
移動支援事業	箇所	30	31	103.3%	31	31	100.0%
	人	270	221	81.9%	291	268	92.1%
	時間	26,925	10,289	38.2%	29,047	20,470	70.5%
地域活動支援センター事業 (基礎的事業)	箇所	5	3	60.0%	7	3	42.9%
	人	30	96	320.0%	74	111	150.0%
(機能的強化事業)	件	-	-	-	-	-	-
日中一時支援事業	人	94	45	47.9%	138	65	47.1%
	回	1,433	434	30.3%	3,035	1,090	35.9%
訪問入浴サービス	件	880	761	86.5%	977	823	84.2%
日常生活用具給付事業	件	3,316	1,419	42.8%	3,466	3,919	113.1%
(介護・訓練支援用具)	件	16	6		17	14	
(自立生活支援用具)	件	33	6		34	50	
(在宅療養など支援用具)	件	48	17		50	53	
(情報・意思疎通支援用具)	件	38	13		40	41	
(排泄管理支援用具)	件	3,164	1,376		3,307	3,757	
(居宅生活動作補助用具)	件	17	1		18	4	

※各年1年分の実績

ア 相談支援事業

障がい者相談支援事業の利用実績は8割以上ですが、成年後見制度利用支援事業の利用実績は0となっています。これは制度の周知不足が要因のひとつと考えられます。このため、相談支援事業者との連携を図り、制度の周知と利用促進に努めるとともに適正な見込み量を算定していく必要があります。

イ コミュニケーション支援事業

要約筆記者派遣件数は必要な見込み量を下回っています。これは要約筆記者派遣のうち、個人への派遣が少なかったことが要因と考えられます。このため、利用者のニーズを把握し、実績をふまえて適正な見込み量を算定していく必要があります。

ウ 移動支援事業

利用人数は見込み量に対し、8割以上の実績となっています。利用時間は、一人当たり平均利用時間が見込みを下回ったことなどから、見込み量に対して実績が下回っています。しかし、アンケート結果からは利用意向が高いことから、実績、利用意向などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

エ 地域活動支援センター事業

利用実績が必要な見込み量を上回っているため、実績などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

オ 日中一時支援事業

事業を実施する事業所が見込みより少なかったことなどにより、利用人数・回数共に見込み量に対し、5割以下の実績となっています。アンケート結果からは利用意向が高いことから、実績、利用意向などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

カ 訪問入浴サービス

利用実績が必要な見込み量に対して8割以上の実績となっており、実績などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

キ 日常生活用具給付事業

排泄管理支援用具の給付が増加しています。給付実績などをふまえた見込み量を算定していく必要があります。

2 平成23年度までの目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア 数値目標

平成17年10月1日現在、福祉施設に入所している障がい者の15%以上を地域生活への移行を進めるとともに、平成23年度末の施設入所者数を平成17年10月1日現在の施設入所者数から7%以上削減することをめざします。

項目	数 値			備 考
	身体障がい者 施設	知的障がい者 施設	合 計	
入所者数(A)	65人	128人	193人	平成17年10月1日現在
入所者数	65人	124人	189人	平成20年4月1日現在
平成23年度末の施設入所者数(B)	62人	117人	179人	平成23年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込み (A-B)	3人 (4.6%)	11人 (8.6%)	14人 (7.3%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	4人 (6.1%)	25人 (19.5%)	29人 (15.0%)	施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数
【現状値】 地域生活移行者数	0人 (0.0%)	11人 (8.6%)	11人 (5.7%)	

イ 目標を達成するための取組み

(ア) 地域住民の障がいに対する理解の促進を図るため、パンフレットの配布や講演会などを開催します。

(イ) 居住の場となるグループホーム・ケアホームなどの設置を支援します。また、賃貸住宅への入居促進のため、家主などとの入居に必要な調整などの支援を行います。

(ウ) 安心した地域生活が送れるよう、サービス提供基盤の整備を支援します。

(I) 適切なサービスが利用できるよう、情報提供を充実するとともに、相談支援事業の利用促進に努めます。

(2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

ア 数値目標

平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人が退院することをめざし、平成 23 年度末までの退院可能な精神障がいのある人の人数の減少すべき目標値を次のとおり設定します。

項目	数 値	備 考
退院可能な精神障がいのある人の人数	25 人	平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能な精神障がい者数
【目標値】 減少数	19 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数
【実績値】 減少数 (達成率)	13 人 (68.4%)	平成 19 年度までの減少数

イ 目標を達成するための取組み

(ア) 精神障がいのある人に対し、病院・保健所などの関係機関と連携し、退院準備に向けた支援、退院後の地域生活継続に係る支援を実施します。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

ア 数値目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通して、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を次のとおり設定します。

項目	数 値	備 考
年間一般就労移行者数	7人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	3人	平成 18 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	3人	平成 19 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 23 年度の年間一般就労移行者数	28人 (4.0倍)	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

※福祉施設とは、

- ・身体障がい者 — 更生施設、療護施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
- ・知的障がい者 — 更生施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
- ・精神障がい者 — 生活訓練施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

イ 目標を達成するための取組み

(ア) 障害者就業・生活支援センターや障がい者生活支援センター、ハローワークなどと連携し、障がいのある人の雇用の促進を支援します。

(1) 障がいのある人の就労定着のため、障害者就業・生活支援センターを中心に、福祉施設や労働関係機関と連携し、職場での適応に課題を有する障がいのある人及び事業主に対してきめ細かな支援を行うジョブコーチの活用促進を図ります。

3 障がい福祉サービスなどに関する見込み量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援のサービスがあります。

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行います。

ウ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときを生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行います。

エ 重度障がい者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

ア 生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

ウ 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

エ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などへの就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

オ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

カ 児童デイサービス

障がいのある児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

キ 短期入所

介護者が病気などの理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援などのサービスがあります。

ア 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

イ 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

ウ 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

障がい福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障がい者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人に、計画的なプログラムなどの必要な相談を実施します。

(5) 障がい福祉サービスなどの見込み量

平成 23 年度までの障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

区 分	単 位	21 年度	22 年度	23 年度
居宅介護	人 時間	<u>238</u> <u>5,799</u>	<u>247</u> <u>6,213</u>	<u>254</u> <u>6,516</u>
重度訪問介護				
行動援護				
重度障がい者等包括支援				
生活介護	人 人日	<u>207</u> <u>2,857</u>	<u>283</u> <u>3,905</u>	<u>423</u> <u>5,837</u>
自立訓練（機能訓練）	人 人日	5 75	7 105	9 135
自立訓練（生活訓練）	人 人日	11 242	21 462	31 682
就労移行支援	人 人日	12 230	24 461	37 710
就労継続支援（A型）	人 人日	30 660	30 660	30 660
就労継続支援（B型）	人 人日	<u>153</u> <u>2,907</u>	<u>156</u> <u>2,964</u>	<u>228</u> <u>4,332</u>
療養介護	人	4	5	<u>6</u>
児童デイサービス	人 人日	<u>254</u> <u>2,794</u>	<u>266</u> <u>2,926</u>	<u>277</u> <u>3,047</u>
短期入所	人 人日	67 462	68 469	70 483
共同生活援助	人	70	88	110
共同生活介護				
施設入所支援	人	47	108	179
相談支援	人	3	3	4

※月別（1か月あたりの平均）の見込み量

(6) 障がい福祉サービスなどの必要な見込み量の確保のための方策

ア 事業者への情報提供

障がい福祉サービスや相談支援の事業者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進します。

イ 相談支援の周知

県と連携し、指定相談支援事業者の確保に努めるとともに、相談支援（サービス利用計画作成）に関する制度の周知を図り、その利用を促進します。

ウ 小規模作業所などの移行支援

現在、小規模作業所やNPO法人などが行っている福祉サービスについて、生活介護、就労移行支援、就労継続支援など障がい福祉サービスや地域生活支援事業への移行が円滑に行われるよう必要な支援を実施します。

エ 障がい福祉サービス事業所の設置支援

障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できるよう、社会福祉法人などによる障がい福祉サービス事業所の設置を支援します。

オ グループホーム・ケアホームの設置支援

地域生活への移行を進めるため、障がいのある人などの地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）について、社会福祉法人などによる設置を支援します。

4 地域生活支援事業に関する見込み量と確保のための方策

(1) 地域生活支援事業

ア 相談支援事業

障がいのある人、障がいのある子ども、障がいのある子どもの保護者、障がいのある人などの介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。

○地域自立支援協議会

相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、保健、教育、雇用、相談支援事業者などを構成員とし、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援します。

○障がい者生活支援センター

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。

○住宅入居など支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。

○成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人などに対し、市長が後見などの開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人などの権利擁護を図ります。

イ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置します。

ウ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。

エ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

オ 日中一時支援事業

障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行います。

カ 生活サポート事業

障がい程度区分の判定において非該当となった者に対し、居宅介護従事者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。

キ 訪問入浴サービス事業

地域における障がいのある人などの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

ク 日常生活用具給付事業

障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

ケ 更生訓練費給付事業

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

コ 施設入所者就職支度金給付事業

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

サ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

(2) 地域生活支援事業の見込み量

平成 23 年度までの地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

	単位	21 年度	22 年度	23 年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業 (実施見込み箇所数)	箇所	4	4	4
(相談員数)	人	9	9	9
(相談件数)	件	7,400	7,585	7,736
地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
コミュニケーション支援 (手話通訳者実設置見込み者数)	人	1	1	1
(手話通訳者派遣件数)	件	440	460	480
(要約筆記者派遣件数)	件	10	12	14
移動支援事業	人 時間	319 26,796	327 27,468	335 28,140
地域活動支援センター事業 (市分)	箇所 人	6 114	7 118	9 136
(他市町内)	箇所 人	4 15	4 15	4 15
日中一時支援事業	人 回	88 1,487	90 1,521	92 1,555
訪問入浴サービス	件	1,008	1,008	1,056
日常生活用具給付事業	件	3,928	4,046	4,167
(介護・訓練支援用具)	件	16	16	16
(自立生活支援用具)	件	52	54	56
(在宅療養など支援用具)	件	57	59	61
(情報・意思疎通支援用具)	件	48	49	50
(排泄管理支援用具)	件	3,751	3,864	3,980
(居宅生活動作補助用具)	件	4	4	4

※各年 1 年分の見込み量

(3) 地域生活支援事業の必要な見込み量の確保のための方策

ア 相談支援事業の充実

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助などを行う障がい者生活支援センターを充実します。

イ 人材の育成

障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者などの育成講座などを開催し、人材の確保・育成に努めます。

ウ サービス提供事業の拡充

地域活動支援センターのサービス提供事業者の拡充のため、民間事業者による事業の参入や定員の拡大について関係者に働きかけます。

エ 成年後見制度の利用促進

障がい者生活支援事業者などと連携し、制度の利用促進に努めます。